



共生型サービスの対象について

平成 30 年度改正介護保険法およびその関連法の改正において新たに位置づけられた「共生型サービス」について、厚生労働省からその具体的な考え方が示されました。

共生型サービスは、障害者が 65 歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースなどに対応できるように、介護保険サービスの一類型として新たなサービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするために検討されています。

対象となるサービスは、介護保険側からみた場合は、訪問介護、通所介護、療養型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護の 5 サービスで、これらについて障害者が利用できる共生型サービスが設定される見込みです。詳しくは、厚生労働省発信の下記の文書をご確認下さい。

共生型サービスの対象サービス

介護保険サービス			障害福祉サービス等
訪問介護		⇔	居宅介護 重度訪問介護
通所介護 (地域密着型を含む)		⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)
療養通所介護		⇔	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る) 放課後等デイサービス(同上)
短期入所生活介護 (予防を含む)		⇔	短期入所
(看護)小規模 多機能型 居宅介護(予防 を含む)	・通い	→	生活介護(主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)(通い) 児童発達支援(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス(同上)
	・泊まり	→	短期入所
	・訪問	→	居宅介護 重度訪問介護

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護)小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

出典：厚生労働省 社保審-介護給付費分科会 第 142 回(H29.7.5) 資料 4 「共生型サービス」(p6)より抜粋
http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000170288.pdf

実地指導でよく指摘されています！ 「通院介助の算定について」

訪問介護(居宅介護)の通院介助は、実地指導において報酬返還の指導を受けることの多いサービスのひとつです。原則的に病院内の報酬算定はできず、中抜きをしなければなりません。算定するには、①あらかじめ病院側にサポート体制がないことを確認する、とともに、②ケアプランに①の事情を含めた必要性を記載しておいてもらう必要があります。居宅介護(障害福祉)の場合は、利用者の状況によって院内介助も認められる可能性がありますので、事前に自治体の窓口にご相談してみることをお勧めします。



掲示板

コンサルティング部 西岡 大介

10/20(金) 弊社内において、処遇改善加算 I 取得のための「処遇改善加算レベルアップセミナー」を開催致しました。今後も皆様の関心のあるテーマについて取り上げ、開催致しますので、是非、ご参加下さい。